

このお仕事で働く皆様へ



越谷特別市民
ガーヤちゃん

越谷市公契約条例に基づき

賃金の下限額※

が定められています。

※条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。

支払われた賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合は、市又は元請業者に申し出ることができます。

申し出をしたことにより、不利益な取り扱いを受けることはありません。

令和6年度労働報酬下限額（令和6年3月26日告示）

建設工事

公共工事設計労務単価の90%を基準とする額

（下表のとおり）

【令和6年度 労働報酬下限額（建設工事）】

（単位：円）

No.	職種	労働報酬下限額		No.	職種	労働報酬下限額		No.	職種	労働報酬下限額	
		時給	日額（8H）			時給	日額（8H）			時給	日額（8H）
1	特殊作業員	3,004	24,032	18	さく岩工	3,994	31,952	35	左官	3,353	26,824
2	普通作業員	2,734	21,872	19	トンネル特殊工	3,927	31,416	36	配管工	2,903	23,224
3	軽作業員	1,902	15,216	20	トンネル作業員	3,297	26,376	37	はつり工	3,207	25,656
4	造園工	2,779	22,232	21	トンネル世話役	4,343	34,744	38	防水工	3,702	29,616
5	法面工	3,364	26,912	22	橋りょう特殊工	3,792	30,336	39	板金工	3,823	28,984
6	とび工	3,420	27,360	23	橋りょう塗装工	3,789	30,152	40	タイル工	2,952	23,616
7	石工	3,465	27,720	24	橋りょう世話役	4,284	34,112	41	サッシ工	3,387	27,096
8	ブロック工	3,274	26,192	25	土木一般世話役	3,308	26,464	42	屋根ふき工	3,120	24,960
9	電工	3,060	24,480	26	高級船員	4,095	32,760	43	内装工	3,544	28,352
10	鉄筋工	3,398	27,184	27	普通船員	3,308	26,464	44	ガラス工	3,353	26,824
11	鉄骨工	3,060	24,480	28	潜水士	5,142	41,136	45	建具工	3,015	24,120
12	塗装工	3,465	27,720	29	潜水連絡員	3,870	30,960	46	ダクト工	3,027	24,216
13	溶接工	3,555	28,440	30	潜水送気員	3,780	30,240	47	保温工	2,937	23,496
14	運転手（特殊）	3,297	26,376	31	山林砂防工	3,443	27,544	48	建築ブロック工	3,059	24,472
15	運転手（一般）	2,835	22,680	32	軌道工	6,287	50,136	49	設備機械工	2,870	23,760
16	潜かん工	3,927	31,416	33	型わく工	3,353	26,824	50	交通誘導員A	1,982	15,936
17	潜かん世話役	4,869	37,352	34	大工	3,229	25,832	51	交通誘導員B	1,789	14,312

※見習いとして従事する労働者（未経験かつ入社期間3か月以内の労働者）等は
1,522円（1時間当たり）

業務委託及び指定管理協定 時給 1,090円

越谷市では、越谷市公契約条例（平成28年条例第51号）を平成29年4月1日より施行しています。条例に関する情報は越谷市ホームページをご覧ください。



越谷市ホームページ

越谷市総務部契約課 TEL048-963-9131